

成田市 地域公共交通活性化協議会設置要綱 新旧対照表 ※ (令和 7 年 7 月 1 日施行)

現行	改正案
○ <u>成田市地域公共交通活性化協議会設置要綱</u>	○ <u>成田市地域公共交通会議設置要綱</u>
(設置) 第 1 条 <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき，成田市地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び実施に関する事項を協議するため，成田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u> (事務所) 第 2 条 <u>協議会</u>は，事務所を千葉県成田市花崎町 760 番地に置く。 (協議事項) 第 3 条 <u>協議会</u>は，次に掲げる事項を協議するものとする。 <u>(1)～(3)</u> 略 <u>(4)</u> 前各号に掲げるもののほか，<u>協議会</u>の目的を達成するために必要な事項 (協議会の委員) 第 4 条 <u>協議会</u>の委員（以下「委員」という。）は，次に掲げる者とする。 (1) <u>成田市副市長の職にある者及び市長が指名する職員</u> (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者<u>を代表する者</u>	(設置) 第 1 条 <u>道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき，地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り，地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに，地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき，成田市地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び実施に関する事項を協議するため，成田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</u> (事務所) 第 2 条 <u>交通会議</u>は，事務所を千葉県成田市花崎町 760 番地に置く。 (協議事項) 第 3 条 <u>交通会議</u>は，次に掲げる事項を協議するものとする。 <u>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項</u> <u>(2)～(4)</u> 略 <u>(5)</u> 前各号に掲げるもののほか，<u>交通会議</u>の目的を達成するために必要な事項 (交通会議の委員) 第 4 条 <u>交通会議</u>の委員（以下「委員」という。）は，次に掲げる者とする。 (1) <u>成田市副市長の職にある者（公共交通に関する事務を所掌する者に限る。）及び市長が指名する者</u> (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者<u>の代表者又はその指名する者</u>

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業者を代表する者

(4) 鉄道事業者を代表する者

(5) 略

(6) 成田土木事務所長又はその指名する職員

(7) 成田警察署長又はその指名する職員

(8)～(10) 略

(11) 略

(12) 関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する職員

(13) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する職員

(14) 千葉県総合企画部成田空港政策課長又はその指名する職員

(15)～(19) 略

(会長及び副会長)

第 6 条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 略

(会議)

第 7 条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(3) 成田市タクシー協議会の代表者又はその指名する者

(4) 一般社団法人千葉県バス協会の代表者又はその指名する者

(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者

(6) 鉄道事業者の代表者又はその指名する者

(7) 略

(8) 成田土木事務所長又はその指名する者

(9) 成田警察署長又はその指名する者

(10)～(12) 略

(13) 成田市 PTA 連絡協議会の代表者又はその指名する者

(14) 公募による市民

(15) 略

(16) 関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者

(17) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者

(18)～(22) 略

(会長及び副会長)

第 6 条 交通会議に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 略

(会議)

第 7 条 会長は、交通会議の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由があるときは、代理人を協議会に出席させることができる。この場合当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

4 略

5 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると協議会が認めるときは、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7・8 略

(協議結果の取扱い)

第 9 条 会議における議事及び協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第 10 条 第 3 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を設置することができる。

(庶務)

第 11 条 協議会の庶務は、成田市都市部都市計画課において処理する。

(経費)

第 12 条 協議会の運営に要する経費は、成田市の予算の範囲内から執行するも

3 委員は、やむを得ない理由があるときは、代理人を会議に出席させることができる。この場合当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

4 略

5 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると交通会議が認めるときは、非公開で行うものとする。

6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7・8 略

(協議結果の取扱い)

第 9 条 会議における議事及び協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第 10 条 道路運送法第 9 条第 4 項に規定する協議組織として運賃協議分科会を置き、乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項について協議するものとする。

2 前項に定めるもののほか、第 3 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を設置することができる。

3 前各項の分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第 11 条 交通会議の庶務は、成田市都市部都市計画課において処理する。

(経費)

第 12 条 交通会議の運営に要する経費は、成田市の予算の範囲内から執行する

のとする。

ものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(成田市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

2 成田市地域公共交通会議設置要綱（平成 23 年 6 月 20 日施行）は、廃止する。